平成２５年（フ）第９０１号
東京都江戸川区上一色２丁目19―９
債務者　熊谷　　昇
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６号
東京都羽村市羽中４丁目３―50
債務者　大平　文夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７号
埼玉県三郷市泉44
債務者　吉田　清澄
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１８号
東京都新宿区中落合１丁目17―13―201
債務者　磯邉　優子（旧姓伊與久）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２９号
東京都渋谷区笹塚３丁目13―13　ＹＳ．ダイヤモンドダストⅡ―101
債務者　中野　定寿
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３０号
東京都新宿区弁天町２―706
債務者　濱野　智子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４２号
東京都文京区根津２丁目12―５―404
債務者　坂下　清子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４３号
東京都世田谷区経堂１丁目19―12―303
債務者　三戸部昭一
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４４号
東京都世田谷区松原６丁目18―13　ＲＩＳ松原Ⅱ102
債務者　浅倉　道弘
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６号
東京都練馬区高松４丁目17―３―101
債務者　兼井　和美
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１２号
栃木県宇都宮市下栗町830番地11、前住所栃木県宇都宮市石井町2860番地１
債務者　森田　和明
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番59号、前住所神奈川県座間市相武台２丁目4841番地の１
債務者　菊地　　眞
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
栃木県下野市石橋204番地９
債務者　北野　裕雄
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６号
栃木県宇都宮市陽東３丁目15番12号　養護老人ホームアオーラ而今、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4296番地１　松崎荘103号
債務者　田村祥三郎
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市宮原５丁目３番12号
債務者　坂本　珠杉
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
栃木県日光市土沢1432番地17
債務者　福田　和顕
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係